

平成 30 年 11 月 19 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

区外指定地域密着型サービス事業者

地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
サテライトケアセンター長町南通所介護事業所 宮城県仙台市太白区泉崎一丁目 34 番 7 号	合同会社 地域ケア開発機構	平成 30 年 7 月 1 日	1 名
グリーンデイ善福寺 杉並区善福寺三丁目 10 番 8 号	T L C 株式会社	平成 30 年 9 月 1 日	1 名
デイサービスアルゴ壺番館 東久留米市滝山四丁目 1 番 40 号	株式会社 ツインキールズ	平成 30 年 12 月 1 日	2 名

認知症対応型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数
ホーム下新倉 埼玉県和光市下新倉五丁目 13 番 11 号	社会福祉法人 翠生会	平成 30 年 9 月 1 日	1 名